

平成23年11月4日

福島県原子力損害対策協議会
会長 福島県知事 佐藤 雄平 様

東京電力株式会社
取締役社長 西澤 俊夫



ご 回 答

今般の、弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所における事故（以下「本件事故」といいます。）により、福島県民の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、事故の収束に向けて全力で取り組んでまいり所存であり、本年4月17日に公表させていただいている「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」の進捗状況に関して10月17日に発表させていただいたとおり、年内には原子炉及び使用済燃料プールの安定的冷却状態を確立すること、並びに放射性物質の放出を抑制することという目標を達成できるよう、引き続き全力を挙げて取り組んでまいります。

また、本件事故に伴う損害賠償の実施にあたっては、損害項目に漏れのない内容の請求書用紙の作成や、被害を受けられたすべての方々に対する公平な賠償の実施を重視するあまり、請求書用紙が大部となってしまうなど、結果として多大なご負担をおかけすることとなり、強いご叱責をいただいているところ です。

被害を受けられた方々の置かれたお立場やご心情に思いを馳せることが不十分であったことについて改めて心より深くお詫び申し上げるとともに、これまでいただいたご意見等を踏まえ、貴協議会からご指摘をいただきましたように「被害を受けられた方々に寄り添った損害賠償」を実施してまいります。

具体的には、このたび原子力損害賠償支援機構殿と共同して作成した「緊急特別事業計画」において、今後の賠償のあり方として、「親身・親切的な賠償のための5つのお約束」（別紙）をさせていただいており、弊社といたしましては、このお約束を確実に、誠実に実施してまいります。

以下、貴協議会からいただいた平成23年10月24日付「公開質問書」につきまして、ご回答申し上げます。

1 損害賠償の範囲

（1）基本的な考え

弊社といたしましては、本件事故により極めて多数の被害が発生しているなか、弊社独自の判断により原子力損害の範囲を認定することが困難である状況に鑑み、中立・公正な立場にある国の「原子力損害賠償紛争審査会」（以

下「紛争審査会」といいます。)が策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」といいます。)を踏まえ、迅速かつ公正な賠償を実施させていただくこととしております。また、中間指針で明示的に類型化されていない損害項目についても、「その他ご請求用」用紙にて受付をさせていただき、本件事故と相当因果関係が認められる損害については、賠償させていただきます。

(2) 現実的に被っている損害について

ア すべての福島県民の精神的損害(避難等指示区域外を含む)

弊社といたしましては、被害を受けられた多数の方々に対して迅速かつ公正な賠償を行っていくためには、中間指針や紛争審査会における議論等を踏まえて対応することが肝要であると考えており、本件事故による精神的損害に対する賠償についても、その趣旨を尊重して適切に対応してまいります。

イ 避難等指示区域内の住民の精神的損害について、期間の経過に伴う精神的損害の増額賠償(基準額の減額の見直し)

避難等指示区域内の住民の方々の方々の精神的損害については、中間指針等を踏まえ、住民の皆様が置かれている困難な状況を念頭に置き、例えば、生活に必要な不可欠な家財道具等について、お住まいからの持ち出しができない等の理由により避難期間中に新たにご購入された場合といった、生活費の増加費用は、必要かつ合理的な範囲でその実費を賠償させていただきます。

ウ 緊急時避難準備区域等において自宅等に滞在している者の精神的苦痛や生活費の増加費用等の賠償

緊急時避難準備区域に指定されていた地域等において屋内退避を余儀なくされていた方々も含め、避難生活等による精神的損害及び生活費の増加分については、中間指針等を踏まえ、賠償させていただいております。

エ 自主的避難に伴う費用

自主的避難に伴う費用については、現在、紛争審査会において行われている議論の結果等を踏まえ、適切に対応してまいります。

オ 風評被害対策に要する費用

本件事故と相当因果関係が認められる風評被害を受けられた方において、風評被害の拡大を防止するために対策を講じられ、これによって追加的な費用支出が生じた場合、ご事情等をお伺いして協議させていただいたうえで、必要かつ合理的な範囲について賠償させていただきます。

カ いわゆる「のれん代」やブランド、知的財産権を含む無形財産

ご質問のような「無形財産」については、本件事故と相当因果関係がある減収分が認められる場合に、これを営業損害として賠償させていただきます。

キ 放射線被ばくによる健康被害など、原子力発電所事故に起因して被った生命・身体的損害

中間指針等を踏まえ、本件事故と相当因果関係が認められる損害につい

で適切に賠償させていただきます。

ク 検査・除染費用などの放射線対策経費（避難等指示区域外を含む）

検査費用については、中間指針等を踏まえ、避難等指示区域に存在する財物に係るものや、取引先の要求等により実施を余儀なくされたことによるものについて、賠償の対象とさせていただいております。

また、除染費用については、現在、紛争審査会において行われている議論の結果を踏まえて適切に対応してまいります。

ケ 地方公共団体等の損害（税収減、本件事故に伴って実施した事業）

中間指針に記載のあるとおり、地方公共団体等が本件事故に伴って実施された事業に係る費用のうち、地方公共団体等が被害を受けられた方々の支援等のために、弊社が負担すべきものを代わってご負担された場合については、賠償の対象となると考えております。

しかし、本件事故に起因する地方公共団体等の税収の減少については、中間指針においても、法令・条例に基づいて賦課、徴収されるという公法的な特殊性があるうえ、いわば税収に関する期待権が損なわれたにとどまる等の理由により、特段の事情がある場合を除き、賠償すべき損害とは認められないとされていることから、原則として賠償の対象とはならないと考えております。

コ 地震、津波の複合的要因がある場合の損害

地震・津波による損害との区別が判然としない等、複合的要因がある場合については、ご事情等をお伺いして協議させていただいたうえで、中間指針等に基づき、本件事故と相当因果関係が認められる損害について賠償させていただきます。

サ 避難等指示区域内の自宅等における盗難被害

避難等指示区域に悪意を持って入ってくる窃盗による被害については、原則として当該窃盗犯が責任を負うべきものと考えますが、盗難の被害を受けられた方々から弊社にご相談があった場合は、ご事情をお伺いする等、真摯に対応させていただきます。

シ 特別の努力を行った者への十分な賠償

就労されていた方々が、本件事故の影響で配置転換や転職等を余儀なくされた場合に負担した転居費用、通勤費の増加分をはじめ、就職活動に要した交通費等や、事業者が避難等指示区域から同区域外に事業拠点を移転させた費用等、復興や通常の生活再開に向けて特別の努力を行われた方々に発生した追加的費用については、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

また、紛争審査会において、就労不能等に伴う損害の終期の検討にあたり、早期の転職や臨時的就労など特別の努力を行った方々が存在することに留意する必要があるとされておりますので、弊社といたしましては、今後の紛争審査会における議論の状況を踏まえ、適切に対応させていただきます。

2 損害賠償請求の手続き等

(1) 請求に対する基本的姿勢・請求書の見直しについて

ア 中間指針で示されていない損害項目については、被害のお申し出に対し、個別にご事情をお伺いし、適切に対応してまいります。

イ 中間指針で示された損害項目については、弊社にて損害項目ごとに請求書用紙をご用意させていただいておりますが、中間指針で示されていない損害についても「その他ご請求用」用紙にて受付をさせていただいております。

なお、請求書用紙については、被害を受けられた方々から従前よりいただいているご意見やご要望等を踏まえ、その内容・取扱い等について見直しを含めた一層の改善を早急に検討してまいります。

(2) 請求受付・相談の対応等

ア 弊社といたしましては、被害を受けられた方々の請求書の作成をお手伝いさせていただくため、要員増強をはじめとする体制の強化を図りながら、今後さらに、説明会の開催や対面相談窓口の開設を増やすなど、より一層きめ細やかな対応に努めてまいります。

なお、説明会の開催や相談窓口の開設については、国、自治体及び関係団体等の関係箇所とご相談させていただきます。

イ 弊社コールセンターでは、賠償に関するご相談や請求書の受付・確認の進捗状況に係る様々なお問い合わせやご意見をすべて承らせていただいております。加えて、各地域の補償相談センターから被害を受けられた方々を訪問させていただく際にも、同様に、誠心誠意、対応させていただきます。

(3) 請求方法等の周知

ア 主に弊社のホームページを通じておしらせしておりますが、自治体や関係団体等にご協力をいただきながら、自治体の被災者さま向け広報誌やホームページに掲載させていただくなどの方法をとらせていただきたいと思いますと考えております。なお、10月21日に福島民報、福島民友、いわき民報に「東京電力からのお詫びと賠償のご請求についてのおしらせ」を掲載させていただき、福島県内の主な相談窓口一覧等をおしらせいたしました。

イ 福島県外に避難されている方々に対する説明会や個別相談会の開催などについても、福島県外に設置した各地域の補償相談センターを中心に鋭意実施しているところです。弊社といたしましては、引き続き、県外に避難されている方々に対するご請求に関するお手伝いにつきましても全力で取り組んでまいります。

(4) 高齢者等への対応

ご高齢の方々をはじめ、説明会や相談窓口にお出向きいただくことが難しい方につきましては、訪問による個別のご相談を実施させていただいております。

また、避難されている方々のコミュニティーや地域の情報の収集に努め、

請求をおすましでないご高齢の方がいらっしゃる場合は、弊社からお声がけするなど、ご請求漏れがないよう努めてまいります。

3 損害賠償の算定基準等

(1) 財物価値の喪失・減少

ア・イ 避難等指示区域内の財物価値の喪失・減少に対する賠償につきましては、警戒区域の解除時期が確定していないことや、除染に関する国等の基準や具体的な除染方法が明らかになっていないことなどから、事故の収束状況や紛争審査会における議論や被害を受けられた方々のご要望を踏まえつつ、継続的に検討を行ったうえで、できる限り早期に対応させていただきます。

(2) 観光業等の風評被害

観光業の風評被害における弊社賠償基準については、10月25日に観光庁から新たな統計データが公表されたことなどを踏まえ、震災発生から8月31日までの間における本件事故以外の要因（主として東日本大震災）による売上減少率について、被害を受けられた方々との早期合意を目指す観点から10月26日に見直しを行っております。

(3) 検査費用（物）

避難指示等区域内の財物に係る放射線検査費用については、帰宅後1回を目安とさせていただいておりますが、複数回の検査をすることが必要かつ合理的と考えられる場合については賠償させていただきます。

4 合意書の位置付けについて

合意書は、弊社がお支払いする賠償金額の対象範囲を明確にすることを目的として、取り交わさせていただくものです。弊社との間で合意書を取り交わした後に、被害を受けられた方々に請求漏れや新たな損害が発生していることが判明した場合には、具体的なご事情等についてお伺いしたうえで、改めて協議させていただきます。

以 上

